

令和5年度

村民税 特別徴収のしおり
県民税

お願い

- 退職、転勤等の異動届書は早めに提出して下さるようお願いします。
- 税は翌月の10日までに納付して下さい。
- お問い合わせの際は、通知書に記載されている特別徴収義務者番号でご連絡下さい。

〒901-3792 沖縄県島尻郡粟国村字東483番地

粟国村役場

総務課

TEL 098(988)2016

FAX 098(988)2206

つづりの内容

1. 特別徴収事務取扱要領…………… P 1～3
2. 村民税・県民税の計算方法…………… P 4～6
3. 退職手当等に係る村民税・県民税の所得割の特別徴収について…………… P 7～8
4. 特別徴収に係る個人住民税の納入書の作成要領…………… P 9～10
5. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例…………… P 11～13
6. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（様式）…………… P 14～17
7. 特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書（様式）…………… P 18
8. 特別徴収への切替申請書（様式）…………… P 19
9. 指定金融機関について…………… P 20

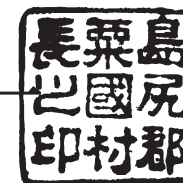
同封書類

1. ①令和5年度 市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
②令和5年度 市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）…………… 各納税者に交付して下さい。
2. 個人村民税・県民税納入書（令和5年6月分～令和6年5月分）

令和5年度 市町村民税・県民税特別徴収義務者指定通知書

特別徴収義務者 殿

栗国村長 高 良 修



地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに栗国村税条例第45条の規定によって、あなたを令和5年度市町村民税・県民税の特別徴収義務者にご指定申し上げ、特別徴収税額を別紙個人明細書のとおり通知いたしますので、徴収ならびに納入方よろしくお願いいたします。

なお、別紙の「納税義務者への通知書」を交付した後に、納税者が通知書の特別徴収税額のうち給与所得以外の所得にかかる税額の全部または一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨を申し出た場合においては、その旨を遅くとも6月30日までに申し出てください。また、この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して、3ヵ月以内に市町村長に対して審査請求をすることができます。

令和5年度村民税・県民税特別徴収について

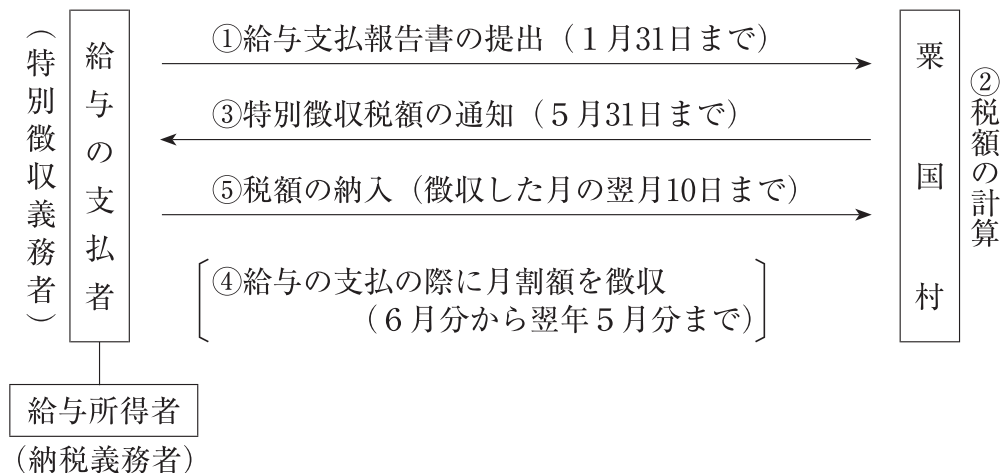
村民税・県民税の特別徴収事務につきましては、毎年格別の御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、本年度も村民税・県民税の特別徴収事務につきまして御協力を頂くことになりましたので令和5年度分の特別徴収関係書類を送付いたします。つきましては下記取扱要領にご留意の上よろしく取扱いいただきますようお願いいたします。

特別徴収事務取扱要領

1 村民税・県民税の特別徴収制度

村民税・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に給与の支払者(特別徴収義務者)が給与の支払いを行うときに、その支払う給与から受給者(納税義務者)村民税・県民税の月割額を差引徴収し、まとめて納入していただく制度をいいます。



2 特別徴収によって村民税・県民税を徴収される者

令和4年中に給与所得があり、かつ令和5年4月1日現在給与の支払を受けている者です。

3 住民税が課税されない人

(ア) 前年中の所得金額が28万円×(扶養人数+1人)+16万8千円以下の人(被扶養者がいない場合は28万円以下の人)

(イ) 生活保護法によって生活扶助を受けている人

(ウ) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下(給与所得者の年収に直すと2,044千円未満)であった人

4 月割額の徴収方法

同封の令和5年度村民税・県民税特別徴収税額表に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してありますので、6月以降に支払う給与から翌年の5月まで毎月、その該当する月割額を差引き徴収し翌月の10日までに納入してください。

5 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額に誤りがあったり、その他の理由で特別徴収税額を変更する場合には「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので変更後の月割額を徴収してください。

6 月割額の納入場所及び納期限

徴収された月割額は同封した「納税通知書」によって県内各金融機関、あるいはゆうちょ銀行・郵便局（県外）で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。（6月分は7月10日まで以降順次翌月10日まで）

7 特別徴収税額の納期の特例 ※申請書は栗国村役場総務課に準備してありますので、ご連絡下さい。

特別徴収義務者は、事業所等で給与の支払を受ける者が常時10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を6月末日までに村長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

※令和3年度に納期の特例を受けている事業所については申請の必要はありません。ただし、以前に納期特例を受けていた場合は再度申請をして下さい。

(1) 6月分から11月分までは12月10日までに納入

(2) 12月分から5月分までは6月10日までに納入

8 月割額を納期限までに納入しなかった場合

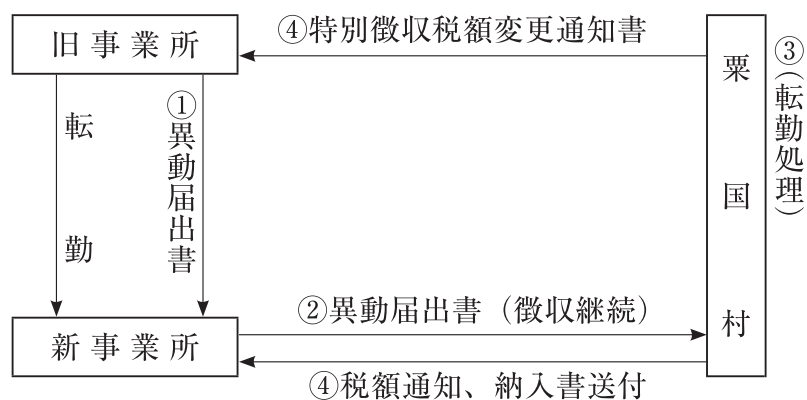
特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じ延滞金が徴収されます。又、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることとなりますので特に注意してください。

〈納税者が転勤又は退職等で異動した場合の手続等〉

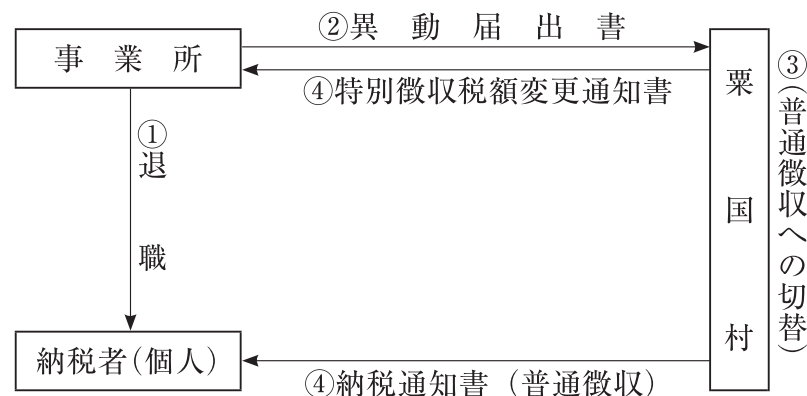
1 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について

特別徴収の方法によって納税している人に転勤、退職等の異動があった場合、その事実の発生した月の翌月10日までに必ず異動届出書を提出して下さい。この異動届出書の提出が遅れますと、退職した納税者の分まで特別徴収義務者の滞納となり、また納税者への納税通知書（普通徴収への切替分）の交付が遅れ納税義務者に迷惑をかけることとなります。特に転勤の場合は特別徴収義務者の指定替えをしますので、遅滞なく届出をお願いします。なお転勤の場合はお手数ですが新勤務先へ月割額を前もって御連絡ください。

◎ 転 勤（特別徴収の継続）



◎ 退 職（普通徴収への切替）

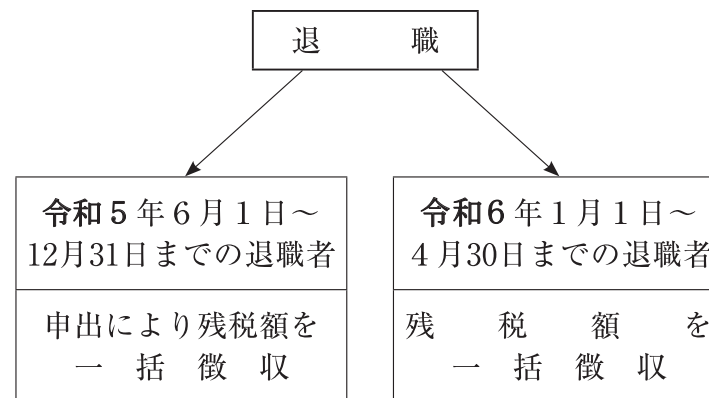


2 退職に伴う残税額の一括徴収について

特別徴収の方法によって納税している人が退職等により給与の支払を受けなくなった場合で下記の（１）又は（２）に該当するときは、特別徴収義務者は、給与又は退職手当等の支払をする際に必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。

（１）退職の日が令和5年6月1日から12月31日までのとき
退職した給与所得者から一括徴収されたい旨の申出があり、かつ残税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合。

（２）退職の日が令和6年1月1日から4月30日までのとき
令和6年5月31日までに残り税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合、本人の承諾がなくても一括徴収となります。



3 特別徴収義務者の住所、名称等変更があった場合

同封の特別徴収義務者住所、名称等変更事項を記入の上、税務課宛提出してください。

4 4月1日以降の就職者等の特別徴収

4月1日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合、綴込みの「特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入して役場総務課宛に送付して下さい。

村民税・県民税算出方法

総所得金額

(所得控除)

種類	控除額																					
① 雑損控除	次のいずれか多い金額 ① (損失の金額－保険等により補てんされた金額)－(総所得金額等×1/10) ② (災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額)－5万円																					
② 医療費控除	(支払った医療費－保険等により補てんされた額) －{(総所得金額×5/100) または 10万円のいずれか低い額} (限度額 200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 (限度額 8万8千円)																					
③ 社会保険控除	支払った額																					
④ 小規模企業共済等掛金控除	支払った額																					
⑤ 生命保険料控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新契約</td> <td>12,000円以下のとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超のとき</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧契約</td> <td>15,000円以下のとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超のとき</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>		支払金額	控除額	新契約	12,000円以下のとき	全額	12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円	56,000円超のとき	28,000円	旧契約	15,000円以下のとき	全額	15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 17,500円	70,000円超のとき	35,000円
		支払金額	控除額																			
	新契約	12,000円以下のとき	全額																			
		12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円																			
		32,000円超 56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円																			
		56,000円超のとき	28,000円																			
	旧契約	15,000円以下のとき	全額																			
15,000円超 40,000円以下のとき		支払金額の1/2 + 7,500円																				
40,000円超 70,000円以下のとき		支払金額の1/4 + 17,500円																				
70,000円超のとき	35,000円																					
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 70,000円)																						
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 28,000円)																						
⑥ 地震保険料控除 (旧長期損害保険)	地震保険料控除が創設されます。 地震保険への加入を促進する目的で、従来の損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されます。(平成20年度分住民税から適用) 1. 支払地震保険料の2分の1相当 (上限 25,000円) が所得控除として認められます。 2. 平成18年末までに締結した長期損害保険料 (保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの) には、従前の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられます (短期損害保険料控除は廃止になります)。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払長期損害保険料 (A)</th> <th>地震保険料控除に含まれる額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ≤ 5,000円</td> <td>A 全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円 < A ≤ 15,000円</td> <td>A × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円 < A</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払長期損害保険料 (A)	地震保険料控除に含まれる額	A ≤ 5,000円	A 全額	5,000円 < A ≤ 15,000円	A × 1/2 + 2,500円	15,000円 < A	10,000円													
	支払長期損害保険料 (A)	地震保険料控除に含まれる額																				
	A ≤ 5,000円	A 全額																				
	5,000円 < A ≤ 15,000円	A × 1/2 + 2,500円																				
15,000円 < A	10,000円																					
この経過措置に係る控除額と地震保険料控除の両方を適用できる場合は、控除額の上限は 25,000円になります。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震保険料控除</th> </tr> <tr> <th>加入している保険</th> <th>地震保険料控除に含まれる額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 地震保険料のみに加入</td> <td>支払った保険料の1/2 (上限 25,000円)</td> </tr> <tr> <td>② 長期損害保険のみに加入</td> <td>これまでの計算方法と同じ (上限 10,000円)</td> </tr> <tr> <td>③ 長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入</td> <td>合計して上限 25,000円 (長期損害保険部分は上限 10,000円)</td> </tr> <tr> <td>④ 1つの保険で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入</td> <td>長期損害保険控除と地震保険控除のどちらか選択</td> </tr> </tbody> </table>		地震保険料控除		加入している保険	地震保険料控除に含まれる額	① 地震保険料のみに加入	支払った保険料の1/2 (上限 25,000円)	② 長期損害保険のみに加入	これまでの計算方法と同じ (上限 10,000円)	③ 長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	合計して上限 25,000円 (長期損害保険部分は上限 10,000円)	④ 1つの保険で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	長期損害保険控除と地震保険控除のどちらか選択									
地震保険料控除																						
加入している保険	地震保険料控除に含まれる額																					
① 地震保険料のみに加入	支払った保険料の1/2 (上限 25,000円)																					
② 長期損害保険のみに加入	これまでの計算方法と同じ (上限 10,000円)																					
③ 長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	合計して上限 25,000円 (長期損害保険部分は上限 10,000円)																					
④ 1つの保険で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	長期損害保険控除と地震保険控除のどちらか選択																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害者控除</th> </tr> <tr> <th>障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(特別障害者については)</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>(同居特別障害者の場合)</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>		障害者控除		障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき	金額	(特別障害者については)	26万円		30万円	(同居特別障害者の場合)	53万円											
障害者控除																						
障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき	金額																					
(特別障害者については)	26万円																					
	30万円																					
(同居特別障害者の場合)	53万円																					

⑥ 地震保険料控除 (旧長期損害保険)	地震保険料控除																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加入している保険</th> <th>地震保険料控除に含まれる額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 地震保険料のみに加入</td> <td>支払った保険料の1/2 (上限 25,000円)</td> </tr> <tr> <td>② 長期損害保険のみに加入</td> <td>これまでの計算方法と同じ (上限 10,000円)</td> </tr> <tr> <td>③ 長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入</td> <td>合計して上限 25,000円 (長期損害保険部分は上限 10,000円)</td> </tr> <tr> <td>④ 1つの保険で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入</td> <td>長期損害保険控除と地震保険控除のどちらか選択</td> </tr> </tbody> </table>		加入している保険	地震保険料控除に含まれる額	① 地震保険料のみに加入	支払った保険料の1/2 (上限 25,000円)	② 長期損害保険のみに加入	これまでの計算方法と同じ (上限 10,000円)	③ 長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	合計して上限 25,000円 (長期損害保険部分は上限 10,000円)	④ 1つの保険で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	長期損害保険控除と地震保険控除のどちらか選択																						
加入している保険	地震保険料控除に含まれる額																																	
① 地震保険料のみに加入	支払った保険料の1/2 (上限 25,000円)																																	
② 長期損害保険のみに加入	これまでの計算方法と同じ (上限 10,000円)																																	
③ 長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	合計して上限 25,000円 (長期損害保険部分は上限 10,000円)																																	
④ 1つの保険で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	長期損害保険控除と地震保険控除のどちらか選択																																	
⑦ 障害者控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(特別障害者については)</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>(同居特別障害者の場合)</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>		障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき		金額	金額	(特別障害者については)	26万円		30万円	(同居特別障害者の場合)	53万円																						
障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき																																		
金額	金額																																	
(特別障害者については)	26万円																																	
	30万円																																	
(同居特別障害者の場合)	53万円																																	
⑧ 寡婦控除 ひとり親控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者関係</th> <th>死別または夫が生死不明</th> <th>離別</th> <th>未婚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族：子有り</td> <td>ひとり親控除 30万円</td> <td>ひとり親控除 30万円</td> <td>ひとり親控除 30万円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：子以外有り</td> <td>寡婦控除 26万円</td> <td>寡婦控除 26万円</td> <td>適用無し</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：無し</td> <td>寡婦控除 26万円</td> <td>適用無し</td> <td>適用無し</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ひとり親控除・寡婦控除 (納税義務者の合計所得金額が 500万円以下の女性の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者関係</th> <th>死別または妻が生死不明</th> <th>離別</th> <th>未婚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族：子有り</td> <td>ひとり親控除 30万円</td> <td>ひとり親控除 30万円</td> <td>ひとり親控除 30万円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：子以外有り</td> <td>適用無し</td> <td>適用無し</td> <td>適用無し</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：無し</td> <td>適用無し</td> <td>適用無し</td> <td>適用無し</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ひとり親控除 (納税義務者の合計所得金額が 500万円以下の男性の場合)</p>		配偶者関係	死別または夫が生死不明	離別	未婚	扶養親族：子有り	ひとり親控除 30万円	ひとり親控除 30万円	ひとり親控除 30万円	扶養親族：子以外有り	寡婦控除 26万円	寡婦控除 26万円	適用無し	扶養親族：無し	寡婦控除 26万円	適用無し	適用無し	配偶者関係	死別または妻が生死不明	離別	未婚	扶養親族：子有り	ひとり親控除 30万円	ひとり親控除 30万円	ひとり親控除 30万円	扶養親族：子以外有り	適用無し	適用無し	適用無し	扶養親族：無し	適用無し	適用無し	適用無し
	配偶者関係	死別または夫が生死不明	離別	未婚																														
扶養親族：子有り	ひとり親控除 30万円	ひとり親控除 30万円	ひとり親控除 30万円																															
扶養親族：子以外有り	寡婦控除 26万円	寡婦控除 26万円	適用無し																															
扶養親族：無し	寡婦控除 26万円	適用無し	適用無し																															
配偶者関係	死別または妻が生死不明	離別	未婚																															
扶養親族：子有り	ひとり親控除 30万円	ひとり親控除 30万円	ひとり親控除 30万円																															
扶養親族：子以外有り	適用無し	適用無し	適用無し																															
扶養親族：無し	適用無し	適用無し	適用無し																															
⑨ 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には…………… 26万円																																	
⑩ 配偶者控除	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																														
	配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円																													
⑪ 配偶者特別控除	配偶者特別控除	老人	38万円	26万円	13万円																													
	生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く。)を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者である場合には、その者の総所得金額から次の区分に応じた金額を控除します。																																	
	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																														
	所得金額	控除額																																
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																														
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																														
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																														
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																														
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																														
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																														
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																														
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																															
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																															
133万円超	0万円	0万円	0万円																															
⑫ 扶養控除	<ul style="list-style-type: none"> ● 扶養親族 (16才以上) 1人につき …………… 33万円 ただし、扶養親族が 19～22歳の場合には …………… 45万円 70歳以上である場合には …………… 38万円 ● 納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している 70歳以上の扶養親族は 1人につき…………… 45万円 																																	
⑬ 基礎控除	基礎控除	前年の所得金額	控除額																															
		2,400万円以下	43万円																															
	2,400万円超～2,450万円以下	29万円																																
	2,450万円超～2,500万円以下	15万円																																
	2,500万円超	0万円																																

課税所得金額 × 税率一律10% (村民税6%、県民税4%)

算出税額

税額控除額

◎寄附金控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

◎税額控除（調整控除）

・合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、村民税3%）に該当する金額

- ① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ② 合計課税所得金額

・合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した額（5万円を下回る場合には5万円）の5%（県民税2%、村民税3%）に相当する金額

- ① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の摘要がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額			
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下 1,000万円超			
障害者控除	普通	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別		22万円			
寡婦控除	1万円	配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
ひとり親控除	母	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円	
	父	1万円	一般	5万円	老人	10万円
勤労学生控除	1万円	扶養控除	特定	18万円	同居老親等	13万円

◎住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合は、当該金額がなかったものとして計算した金額）

②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5
-------	-----	-------	-----

◎配当控除

配当控除額 = 配当所得 × 控除率

	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	村民税	県民税	村民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

所得割額

◎配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	村民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

+
村民税均等割額……………3,500円
県民税均等割額……………1,500円
※ただし、合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において65歳以上である場合は、村民税均等割額2,000円、県民税均等割額600円となります。

村民税・県民税年税額

控除不足額

村民税・県民税納付額

村民税・県民税額の計算

例 1

支払給与総額	5,510,760円	}	計1,702,547円 (所得控除合計金額)
社会保険料控除額	675,547円		
生命保険料控除額	35,000円		
配偶者控除額	330,000円		
扶養控除額	330,000円		
地震保険控除額	2,000円		
基礎控除額	330,000円		

※調整控除の計算

合計課税所得金額が200万円超の場合

$$\begin{array}{rcl}
 \text{人的控除の差の合計} & - & (\text{合計課税所得金額} - 200\text{万}) \\
 150,000 & - & 163,000 \\
 & & = -13,000 \\
 & & \text{※50,000円を下回る場合は50,000円}
 \end{array}$$

50,000円の5% (村民税3%、県民税2%) が調整控除となる

$$50,000 \times 3\% = 1,500 \quad 50,000 \times 2\% = 1,000$$

村民税所得割	- 調整控除	+ 村民税均等割			
129,700	- 1,500	+ 3,500	=	<u>131,700</u>	}
県民税所得割	- 調整控除	+ 県民税均等割	=	<u>87,000</u>	
86,500	- 1,000	+ 1,500	=	<u>87,000</u>	年税額218,700円

特別徴収月割額算出 $218,700 \div 12 = 18,225$ 円
(百円未満の端数は6月分に加算します)

6月分 18,500円

7月以降分 18,200円

なお、年税額が均等割のみの場合は6月分1回で納入となります。

課税標準 (合計課税所得金額)

5,510,760円の給与所得控除後の額……………3,866,400円

$$3,866,400\text{円} - 1,702,547\text{円} = 2,163,853\text{円} \approx 2,163,000\text{円}$$

(総所得金額) (所得控除合計金額) (千円未満切り捨て) (課税標準額)

① 村民税所得割

$$2,163,000\text{円} \times \frac{6}{100} = 129,780\text{円} \approx 129,700\text{円}$$

(課税標準額) (税率) (百円未満切り捨て)

② 県民税所得割

$$2,163,000\text{円} \times \frac{4}{100} = 86,520\text{円} \approx 86,500\text{円}$$

(課税標準額) (税率) (百円未満切り捨て)

(住宅借入金等特別税額控除対象の方)

※住宅借入金等特別税額控除

(事前に控除の申告をされている方のみ) の計算

所得税に係る住宅借入金等 特別税額控除可能額	-	前年分の所得税額		
200,000円	-	182,050円	=	17,950円
17,950円の3/5が村民税、2/5が県民税の控除となる。				
$17,950\text{円} \times 3/5 = 10,770\text{円}$		$17,950\text{円} \times 2/5 = 7,180\text{円}$		

左記※印の税額から上記で算出した金額がそれぞれ控除されます。

退職所得に係る村民税・県民税の特別徴収について

退職者に退職金等を支払われる場合は、所得税の源泉徴収と同時に、その退職金等に対する個人の村民税・県民税の税額（所得割額）を計算し、退職金等の支払金額から徴収して、納入してください。

この退職金等に係る個人の村民税・県民税の特別徴収の概要は、次のとおりです。

退職所得の課税の特例

1 退職所得に係る村民税・県民税の特別徴収

退職金等に対する個人の村民税・県民税は、退職金等の支払の際に、所得税の場合と同様に、退職金等の支払者が自ら、その税額を計算し、その税額を退職金等から天引きして、退職者の退職手当の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村に納付していただくことになっております。

2 特別徴収義務者

退職金等の支払をする者を特別徴収義務者とし、特別徴収義務者は、退職金等の支払する際に、その退職金等について退職所得に係る個人の村民税・県民税を徴収し納入しなければならないことになっています。

3 納税義務者

退職所得に対する個人の村民税・県民税の納税義務者は、市町村内に住所を有する者で、退職金等の支払を受ける者です。

4 課税市町村（納入すべき市町村）

退職金に係る村民税・県民税の課税は、退職金の支払を受ける者（退職者）の令和5年1月1日現在の住所所在地の市町村です。したがって、退職金等から徴収した個人の村民税・県民税は、退職者の1月1日の住所所在地の市町村に、納入していただくこととなります。（ただし令和5年1月1日以降退職する場合は令和5年1月1日現在の住所所在地の市町村です。その時には一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合があります）

5 退職金等の権利確定日（支払を受けるべき日）

退職金等について支払を受けるべき日、すなわち、退職所得についての収入金額の権利の確定する時期は、原則として退職した日となりますが会社の役員等の退職金等で会社の定款、その他の定めにより、株主総会等の決議を要するものについては、その決議があった時によります。

6 退職所得控除は次のとおりです。

勤続年数が20年以下の者 $40\text{万円} \times \text{勤続年数}$ （80万円に満たないときは、80万円）

勤続年数が20年を超える者 $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$

7 税の算出について

●退職所得にかかる村・県民税の求め方（計算の流れ）

$$\boxed{\text{退職手当等収入額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} = \boxed{\text{退職所得控除後の退職手当等の金額}} \times \boxed{1/2} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{①村民税 6\%} \\ \text{②県民税 4\%} \\ \text{①+②=特別徴収税額} \end{array}}$$

- （計算例）勤続年数24年2月、退職手当支払額 14,223,632 の場合
退職所得控除：11,500,000 円（2ヶ月は切り上げて25年として計算）

$$\begin{array}{ccccccc} 14,223,632 \text{ 円} & - & 11,500,000 \text{ 円} & = & 2,732,632 \text{ 円} & \times & 1/2 & = & 1,361,816 \text{ 円} & (\text{1,000 円未満は切り捨て}) & \rightarrow & \underline{1,361,000 \text{ 円}} \\ (\text{退職手当等収入額}) & & (\text{退職所得控除}) & & (\text{退職所得控除後の退職手当等の金額}) & & & & & & & & \end{array}$$

村民税：1,361,000 円 × 6% = 81,660 円（100 円未満切り捨て）→ 81,600 円

県民税：1,361,000 円 × 4% = 54,440 円（100 円未満切り捨て）→ 54,400 円

納付する額は 81,600（村民税） + 54,400（県民税） = 136,000 円となります。

8 納入書並びに納入申告書

- (1) 納入書は給与に係る納入済通知書と退職所得に係る納入金額欄とにわかれておりますので退職所得に係る分については必ず退職所得の納入金額欄に記入してください。
- (2) 納入申告書は納入済通知書の裏面にありますので忘れずに必ず記入してください。

栗国村役場

琉球銀行本店・各支店（普） 1 7 5 3 1 5

沖縄県農業協同組合 栗国支店・各支店

OCR 処理用の特別徴収に係る個人住民税の納入書の作成要領

※当初送付の納入書には必要な項目が印字されていますので、納入額等に変更がない場合は、そのまま納付して下さい。変更等がある場合は作成要領に従って下さい。

①納入書の作成

沖縄県粟国村 個人住民税 領収証書 ㊦		
市区町村コード 4 7 3 5 5 3	口座番号 琉球銀行本店(普) 1 7 5 3 1 5	加入者名 粟国村長
① 令和 年 月 分	② 指定番号	③ 納入金額(1) 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ④	納 退 職 所得分 ⑤
	納 入 金 延滞金	
納期限 令和 年 月 日	額	額
	合計額	合計額
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 ⑥	領取日付印 殿	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

沖縄県粟国村 個人住民税 納入書 ㊦		
市区町村コード 4 7 3 5 5 3	口座番号 琉球銀行本店(普) 1 7 5 3 1 5	加入者名 粟国村長
① 令和 年 月 分	② 指定番号	③ 納入金額(1) 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ④	納 退 職 所得分 ⑤
	納 入 金 延滞金	
納期限 令和 年 月 日	額	額
* 日計 口 円	(2) 合計額	合計額
※印は郵便筒において使用する欄です。(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 ⑥	領取日付印	

上記のとおり領収しました。(金融機関保管)

沖縄県粟国村 個人住民税 納入済通知書 ㊦		
市区町村コード 4 7 3 5 5 3	口座番号 琉球銀行本店(普) 1 7 5 3 1 5	加入者名 粟国村長
303 年 月 分	指定番号	③ 納入金額(1) 円
令和 ①	②	③
473553	給与分(一括徴収分を含む) 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ④	納 退 職 所得分 ⑤
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 延滞金	
納期限 令和 年 月 日	額	額
取りまとめ局	(2) 合計額	合計額
領取日付印	(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 ⑥	納

上記のとおり通知します。(粟国村保管)

納入済通知書の金額欄に＃記号は記入しないでください。


- ①には 課税年度、納入月を記入してください。
- ②には 村より通知のあった「指定番号」を記入してください。
- ③には 納入金額を記入して下さい。(納入金額を変更する場合は11頁を参照して下さい。)
- ④には 毎月個人から徴収した村民税、県民税の合計額を記入してください。
なお、退職により一括徴収した税額がある場合は上記金額と併せて合計金額を記入してください。
- ⑤には 退職者があり、村・県民税がかかるだけの退職金を支払ったときに、その村・県民税の合計額を記入してください。
その場合納入通知書の裏(11頁参照)の村民税・県民税納入申告書も必ず記入してください。
なお、「村民税・県民税(退職所得分)納入申告書」には次のことを必ず記入してください。
1. 納税者住所・氏名 2. 退職金の支払金額 3. 特別徴収した村民税額・県民税額 4. 勤続年数
- ⑥には 納めてくださる会社等の住所(所在地)、氏名(名称)を記入してください。会社のゴム印でもかまいませんが、必ず3枚とも押してください。

② 退職所得にかかる村・県民税の納付がある場合の裏面記入例

納入済通知書の裏面

村民税 県民税		納入申告書	
栗国村長殿			
令和5年7月10日 提出			
		令和5年5月分	人員 2人
退職手当等支払金額		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
		3 1 9 0 0 0 0 0	
特別徴収税額	村民税		2 4 8 4 0 0
	県民税		1 6 5 6 0 0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 〒901-1111 栗国村字〇〇〇〇番地 氏名又は名称 株式会社 栗国商事 法人番号又は個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇		(受付印)	

納入書の裏面

納 入 場 所	
栗国村役場	
琉球銀行本店・各支店(普) 175315	
沖縄家農業協同組合 栗国支店・各支店	
納入書の記入及び取扱いについてのお願い!!	
	
1. 納入書は、光学文字読取装置(OCR)で直接読取りを行ないますので「黒のボールペン」を使用し、上記の字体にならって枠からはみ出さないように大きめの数字で明瞭に記入して下さい。 2. 汚したり、折り曲げたり、ピンやホッチキスでとめないで下さい。	

③ 納入すべき金額が納入金額の(1)の欄の金額と異なる時の使用例(税額を変更して納める等)

沖縄県栗国村		個人村民税 個人県民税		領収証書	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
473553	琉球銀行本店(普) 175315	栗国村長			
指定番号		納入金額(1)			
005000000		3100 円			
令和5年7月分	給与分(一括徴収分を含む)	〇〇〇,〇〇〇,2600			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入金額(1)	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇			
	納入金額(2)	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇			
納期限	令和5年8月10日	延滞金			
合計額		〇〇〇,〇〇〇,2600			
(特別徴収義務者) 住所 〒901-1111 又は所在地 栗国村字〇〇〇〇番地 氏名 株式会社 栗国商事 又は名称 殿		領収日付印			

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

沖縄県栗国村		個人村民税 個人県民税		納入書	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
473553	琉球銀行本店(普) 175315	栗国村長			
指定番号		納入金額(1)			
005000000		3100 円			
令和5年7月分	給与分(一括徴収分を含む)	〇〇〇,〇〇〇,2600			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入金額(1)	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇			
	納入金額(2)	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇			
納期限	令和5年8月10日	延滞金			
合計額		〇〇〇,〇〇〇,2600			
(特別徴収義務者) 住所 〒901-1111 又は所在地 栗国村字〇〇〇〇番地 氏名 株式会社 栗国商事 又は名称		領収日付印			

上記のとおり領収しました。

(金融機関保管)

沖縄県栗国村		個人村民税 個人県民税		納入済通知書	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
473553	琉球銀行本店(普) 175315	栗国村長			
303	指定番号	納入金額(1)			
令和5年7月分	005000000	3100 円			
473553	給与分(一括徴収分を含む)	〇〇〇,〇〇〇,2600			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入金額(1)	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇			
	納入金額(2)	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇			
納期限	令和5年8月10日	延滞金			
合計額		〇〇〇,〇〇〇,2600			
領収日付印		(特別徴収義務者) 住所 〒901-1111 又は所在地 栗国村字〇〇〇〇番地 氏名 株式会社 栗国商事 又は名称			

上記のとおり通知します。

(栗国村保管)

納入済通知書の金額欄にY記号は記入しないでください。

異動届の書き方

《記入例》退職した時 ～普通徴収へ切替～

年税額 54,700円

月割額		栗国商事で徴収済 10月分まで 金額23,200円
6月分	5,200円	
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	本人へ役場 から 納税通知書を送付 未徴収額 31,500円
11月分	4,500円	
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

令和5年11月5日		住所(居所)又は所在地	郵便番号	栗国村字〇〇〇〇〇番地		特別徴収義務者指定番号	005000000	
栗国村長あて		フリガナ	カブシキガイシャ アグニショウジ		宛名番号(注1)	003		
特別徴収義務者(給与支取義務者)		名称	株式会社 栗国商事		連絡者	係	人事課	
個人番号又は法人番号				氏名	大城花子			
				TEL	(098)888-XXXXX (内線123)			
給与所得者(異動者)		フリガナ	アグニ タロウ	生年月日	昭和51年8月1日			
氏名		栗国太郎		異動年月日	令和5年10月30日			
受給者番号				異動の事由	①退職			
個人番号				異動後の未徴収税額の徴収	<input type="radio"/> A. 特別徴収継続 <input type="radio"/> B. 一括徴収 <input checked="" type="radio"/> C. 普通徴収			
1月1日現在の住所		栗国村字〇〇〇〇〇番地		特別徴収税額(年税額)	令和5年度 6月分から 11月分まで		54,700円	
現住所		給与支払を受けなくなった後の住所		徴収済税額	10月分まで		23,200円	
同 上		同 上		未徴収税額(ア)-(イ)	5月分まで		31,500円	



C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は [] 月分まで納入する
([] 月 [] 日納入)
給与又は退職手当等の支払予定月日 [] 一括徴収予定額(ウ)と同額 [] 異動者印 []
円

A 特別徴収継続(転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
特別徴収義務者指定番号 []
所在地 []
フリガナ []
名称 []
個人番号又は法人番号 []
連絡者 氏名 []
TEL ([]) (内線 [])
月割額 円を [] 月分まで徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
2,453,300円	円
社会保険料額	勤続年数
153,200円	年 月

場合の理由
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
3. その他 理由 ()

- ご注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

異動届の書き方

《記入例》退職した時 ～一括徴収へ切替～

年税額 54,700円

月割額		栗国商事で 徴収済 10月分まで 金額23,200円 一括徴収 済額 31,500円
6月分	5,200円	
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	
11月分	4,500円	
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	

給与支払報告 にかかると 特別徴収 にかかると 給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

令和5年11月5日		住所(居所)又は所在地	郵便番号	栗国村字〇〇〇〇〇番地		特別徴収義務者指定番号	005000000	
栗国村長あて		フリガナ	カブシキガイシャ アグニショウジ		宛名番号(注1)	003		
栗国商事		名称	株式会社 栗国商事		連絡者	係	人事課	
個人番号又は法人番号				氏名	大城花子			
				TEL	(098)888-XXXXX (内線123)			
給与所得者(異動者)		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	
フリガナ	アグニ タロウ	令和5年度	6 月分	11 月分	令和5年10月30日	①退職	A. 特別徴収継続	
氏名	栗国太郎	54,700 円	10 月分	5 月分		2. 転勤	B. 一括徴収	
受給者番号						3. 休職	C. 普通徴収	
個人番号						4. 長欠		
1月1日現在の住所	栗国村字〇〇〇〇〇番地					5. 死亡		
現住所	同上					6. 会社解散	Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。	
						7. 住所誤報		

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 11 月分まで納入する (12月10日納入)
給与又は退職手当等の支払予定日 11月30日 一括徴収予定額(ウ)と同額 31,500 円 栗国

A 特別徴収継続(転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与等から徴収する。
特別徴収義務者指定番号
所在地
フリガナ
名称
個人番号又は法人番号
連絡者 係 氏名 TEL () (内線)
月割額 円を 月分

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額等を記載してください。	
1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
2,453,300 円	円
社会保険料額	勤続年数
153,200 円	年 月

場合の一括徴収しない理由
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
3. その他 理由 ()

- ご注意
1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

※CD	
処 ※理 日	現年度
	新年度
	両年度
令和 年 月 日	特別徴収義務者指定番号
栗国村長あて	宛名番号（注1）
住所（居所） 又は所在地	係
郵便番号	氏名
フリガナ	TEL () (内線)
名称	
個人番号又は法人番号	

給与所得者（異動者）	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ				年 月 日	1. 退職	<input type="checkbox"/> A. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> B. 一括徴収 <input type="checkbox"/> C. 普通徴収 Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。
氏名	生年月日				2. 転勤	
受給者番号		月分から	月分から		3. 休職	
個人番号		月分まで	月分まで		4. 長欠	
1月1日現在の住所					5. 死亡	
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所				6. 会社解散	
		円	円		7. 住所誤報	

C 普通徴収
 ※未徴収額を本人が支払う
 ※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
 ※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分で納入する
 (月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額(ウ)と同額	異動者印
	円	

A 特別徴収継続（転勤・再就職）
 ※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

新特別徴収義務者	所在地	
	フリガナ	
	名称	
	個人番号又は法人番号	<input type="text"/>
連絡者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	

月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額（賞与含む）	退職手当等の支払額（支払予定額）
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年 力月

場合の一括徴収しない理由

- 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ()

- ご注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

※CD			
処 ※理 日	現年度		
	新年度		
	両年度		
令和 年 月 日	特別徴収義務者指定番号		
栗国村長あて	宛名番号（注1）		
住所（居所） 又は所在地	連絡者		
フリガナ	係		
名称	氏名		
個人番号又は法人番号	TEL () (内線)		
給与所得者（異動者）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ	年 月 日	1.退職	<input type="checkbox"/> A. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> B. 一括徴収 <input type="checkbox"/> C. 普通徴収 Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。
氏名		2.転勤	
受給者番号		3.休職	
個人番号		4.長欠	
1月1日現在の住所		5.死亡	
現住所		6.会社解散	
		7.住所誤報	

C 普通徴収
 ※未徴収額を本人が支払う
 ※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
 ※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分で納入する
 (月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額(ウ)と同額	異動者印
	円	

A 特別徴収継続（転勤・再就職）
 ※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

新特別徴収義務者	所在地	
	フリガナ	
	名称	
	個人番号又は法人番号	<input type="text"/>
連絡者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	

月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額（賞与含む）	退職手当等の支払額（支払予定額）
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年 力月

場合の一括徴収しない理由

- 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ()

- ご注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

※CD		
処 ※理 日	現年度	
	新年度	
	両年度	
特別徴収義務者指定番号		
	宛名番号（注1）	
連絡者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	
異動年月日	異動の事由	
年 月 日	1. 退職	<input type="checkbox"/> A. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> B. 一括徴収 <input type="checkbox"/> C. 普通徴収 Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。
	2. 転勤	
	3. 休職	
	4. 長欠	
	5. 死亡	
	6. 会社解散	
	7. 住所誤報	

令和 年 月 日	給与特別徴収支払義務者	住所（居所）又は所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号
栗国村長あて	フリガナ	フリガナ		宛名番号（注1）
	氏名	名称		
	受給者番号	個人番号又は法人番号		
1月1日現在の住所	給与所得者（異動者）	(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額（ア）－（イ）
現住所	生年月日	円	円	円
	給与支払を受けなくなった後の住所	円	円	円

C 普通徴収
 ※未徴収額を本人が支払う
 ※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
 ※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分で納入する
 (月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額（ウ）と同額	異動者印
	円	

A 特別徴収継続（転勤・再就職）
 ※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

新特別徴収義務者	所在地	
	フリガナ	
	名称	
	個人番号又は法人番号	<input type="text"/>
連絡者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	

月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額（賞与含む）	退職手当等の支払額（支払予定額）
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年 カ月

場合の一括徴収しない理由

- 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記（ウ）の欄）を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ()

- ご注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

※CD			
※理日	現年度		
	新年度		
	両年度		
令和 年 月 日	特別徴収義務者指定番号		
栗国村長あて	宛名番号（注1）		
住所（居所）又は所在地	連絡者		
フリガナ	係		
名称	氏名		
個人番号又は法人番号	TEL () (内線)		
給与所得者（異動者）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ	年 月 日	1.退職	<input type="checkbox"/> A. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> B. 一括徴収 <input type="checkbox"/> C. 普通徴収 <small>Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。</small>
氏名		2.転勤	
受給者番号		3.休職	
個人番号		4.長欠	
1月1日現在の住所		5.死亡	
現住所		6.会社解散	
		7.住所誤報	

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分で納入する
(月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額(ウ)と同額	異動者印
	円	

A 特別徴収継続（転勤・再就職）
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

新特別徴収義務者	所在地	
	フリガナ	
	名称	
	個人番号又は法人番号	<input type="text"/>
連絡者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	

月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額（賞与含む）	退職手当等の支払額（支払予定額）
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年 力月

場合の理由

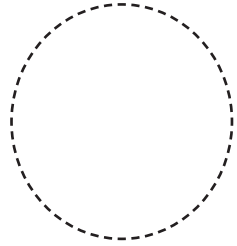
- 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ()

- ご注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

特別徴収義務者所在地等変更届出書

栗国村長 殿

特別徴収義務者の所在地、名称等について下記のとおり変更したので通知します。

受領印 	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	-										特別徴収義務者 指 定 番 号
		名 称											連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係
		代表者 の氏名 印	⑩										氏 名	
		法人番号												

変更年月日 令和 年 月 日

事項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地	〒	〒
フリガナ		
名 称		
電 話		
備 考		

○特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望・変更される場合には、下記の欄に送付先の記入をして下さい。

送 付 先	フリガナ		
	所在地	〒	〒
	フリガナ		
	名 称		
	電 話		

※ご注意 所在地・名称・送付先所在地・名称には、誤読をさけるため必ずフリガナをお振り下さい。

特別徴収への切替申請書

[普通徴収 → 特別徴収]

令和 年 月 日	給 与 支 払 者	住所又は 所在地											特別徴収義務者 指 定 番 号	係 名	新規 ○印 事業種目			
		氏名又は 氏 名	フリガナ	印												連 絡 先	氏 名	
		法人番号																

※新規の場合新規に○印をつけ、事業種目を記入してください。

給 与 所 得 者	受給者番号(あれば記入)	フリガナ											生年月日	左記の者について 普通徴収の <input type="text"/> 期分から 当社で <input type="text"/> 月分より 特別徴収いたします。
		氏 名											年 月 日	
	1月1日の住所													
	現 住 所													
異動年月日		令和 年 月 日											注 意 事 項	市 町 村 处 理 欄
申請理由 (○印をつけてください。)												※普通徴収の納期限を過ぎたものは 特別徴収への切替はできません。		台 帳 处 理 年 月 日
	入社したため											【通徴収の納期限】		入 力 处 理 年 月 日
	その他 (例：復職など)											第1期：6月30日 第2期：8月31日 第3期：10月31日 第4期：1月31日		通 知 書 番 号
												納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、 翌日(平日)となります。	新 規 個 人 番 号	

村民税・県民税特別徴収に係る指定金融機関について
自動払込等による沖縄県粟国村の指定金融機関は下記のとおりです。

■金融機関名／琉球銀行本店

■預金の種類／普通預金

■口座番号／175315

■口座名義／粟国村長
(アグニソンチョウ)